

# 環境農林水産常任委員会会議録

平成24年4月26日

場 所 第4委員会室

平成24年 4月26日（木曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・環境放射能水準調査の結果について
- ・東日本大震災に伴う災害廃棄物の広域処理について
- ・エコクリーンプラザみやざき問題について
- ・鳥獣被害対策支援センターの設置について
- ・「株式会社もくみ」の民事再生法適用申請について
- ・「口蹄疫からの再生・復興方針」工程表の改訂について

出席委員（8人）

委員	長	松村	悟郎
副委員	長	後藤	哲朗
委員		福田	作弥
委員		丸山	裕次郎
委員		中野	廣明
委員		十屋	幸平
委員		徳重	忠夫
委員		河野	哲也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	堀野	誠
環境森林部次長 （総括）	金丸	政保

環境森林部次長  
（技術担当）

楠原 謙一

環境森林課長

川野 美奈子

みやざきの森林  
づくり推進室長

那須 幸義

環境管理課長

富永 宏文

循環社会推進課長

神菊 憲一

自然環境課長

佐藤 浩一

森林経営課長

水垂 信一

山村・木材振興課長

河野 憲二

みやざきスギ  
活用推進室長

武田 義昭

工事検査監

山下 英一

林業技術センター  
所長

森 房光

木材利用技術  
センター所長

飯村 豊

農政水産部

農政水産部長

岡村 巖

農政水産部次長  
（総括）

緒方 文彦

農政水産部次長  
（農政担当）

宮川 賢治

農政水産部次長  
（水産担当）

那須 司

畜産・口蹄疫  
復興対策局長

永山 英也

農政企画課長

鈴木 大造

ブランド・  
流通対策室長

甲斐 典男

地域農業推進課長

奥野 信利

連携推進室長

工藤 明也

営農支援課長

山内 年

農業改良対策監

戸高 憲幸

消費安全企画監

上山 伸二

農産園芸課長

加勇田 誠

農村計画課長

宮下 敦典

畑かん営農推進室長

河野 善充

農村整備課長

猪股 敏雄

水産政策課長	成原 淳 一
漁業・資源管理室長	日向寺 二 郎
漁村振興課長	神 田 美喜夫
漁港整備対策監	与 儀 新 二
復興対策推進課長	日 高 正 裕
畜産課長	押 川 晶
家畜防疫対策室長	西 元 俊 文
工事検査監	岩 永 修 一
総合農業試験場長	串 間 秀 敏
県立農業大学校長	井 上 裕 一
水産試験場長	山 田 卓 郎
畜産試験場長	岩 崎 充 祐

---

事務局職員出席者

政策調査課主査	藤 村 正
議事課主任主事	野 中 啓 史

---

○松村委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてですが、執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり10分程度の休憩を設けることにしたいと考えております。今申し上げた要領で執行

部の入れかえを行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会審査の流れについてですが、昨年度同様、議案、報告事項、その他の報告事項、その他に分けて説明を受け、その都度質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

---

午前10時5分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時議会で、私ども8名が新たに環境農林水産常任委員会委員に選任されたところでございます。

私はこのたび、委員長に選任されました児湯郡選出の松村悟郎でございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

初めてのあいさつということで緊張しているところでございますけれども、引き締めて、この委員会を1年間運営していかないといけないなと強い思いでございます。

環境森林、この課題につきましては、特に宮崎県は森林県、日本を代表する森林資源を持った県であります。ただ、産業としてなかなか厳しい部分もございますけれども、森林あるいは、とにかくすばらしい宮崎県の環境をどうやって産業に結びつけていくか、これが宮崎県の大きな課題でもあると思います。宮崎県の1次産業、どの県にも負けない資源として我々は大事な宝

を持っているところでございます。どうぞ執行部の皆さんも、この委員と力を合わせて1年間、宮崎県の発展のために議論を重ねてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、延岡市選出の後藤副委員長でございます。

次に、向かって左側、宮崎市選出の福田委員でございます。

東諸県郡選出の中野委員でございます。

日向市選出の十屋委員でございます。

続きまして、向かって右側でございます。小林市・西諸県郡選出の丸山委員でございます。

都城市選出の徳重委員でございます。

延岡市選出の河野委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の野中主任主事でございます。

副書記の藤村主査でございます。

次に、環境森林部長のあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願い申し上げます。

**○堀野環境森林部長** 環境森林部長の堀野でございます。よろしくお願いいたします。

私ども環境森林部は、地球温暖化といった地球規模から、ごみ処理等の身近な生活環境に至るまで、広範かつ複雑化しております環境対策や、依然として厳しい状況に置かれております森林・林業の再生などを担っております。本県の環境保全及び林業振興に職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、松村委員長を初め、委員の皆様方の御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております委員会資料によりまして部の概要等を説明いたします。まず1ペー

ジをお開きください。平成24年度環境森林部幹部職員名簿でございます。紹介をさせていただきます。

最初に、総括次長の金丸でございます。

技術担当次長の楠原でございます。

環境森林課長の川野でございます。

みやざきの森林づくり推進室長的那須でございます。

環境管理課長の富永でございます。

循環社会推進課長の神菊でございます。

自然環境課長の佐藤でございます。

森林経営課長の水垂でございます。

山村・木材振興課長の河野でございます。

みやざきスギ活用推進室長の武田でございます。

工事検査課工事検査監の山下でございます。

林業技術センター所長の森でございます。

木材利用技術センター所長の飯村でございます。

なお、課長補佐以下の紹介につきましては名簿でかえさせていただきます。

次に、2～3ページをお開きください。平成24年度環境森林部執行体制についてであります。本年度の組織改正としましては、下線を引いておりますけれども、2ページの中段にありますとおり、自然環境課に管理担当を新設するとともに、自然保護担当及び自然公園担当の業務を再編しまして、自然環境保全担当と野生動物保護管理担当としたところであります。また、3ページの中段にありますとおり、林業技術センターに鳥獣被害対策支援センターを設置しております。去る4月19日に、黒木議員に御出席いただき支援センター設置記念行事を開催したところでございます。今後とも効果的な鳥獣被害対策を実施してまいりたいと思います。

次に、4ページをお開きください。平成24年度環境森林部歳出予算についてでございます。この表は、環境森林部の一般会計、特別会計について平成24年度の歳出予算を課別に集計したものであります。「平成24年度当初予算A」の列の一番下、合計の欄にありますように、一般会計、特別会計を合わせまして251億9,834万円で、平成23年度の「6月現計予算C」と比較いたしますとほぼ同額となったところであります。

次に、5～6ページをごらんください。平成24年度環境森林部の重点推進事業についてであります。これは、県の総合計画「未来みやざき創造プラン」のアクションプランにあります重点施策のプログラムの区分ごとに主な事業を掲載したものであります。後ほど、この中の主な新規・重点事業について御説明申し上げます。

次に、2点御報告申し上げます。1点目は、資料にはございませんが、林業公社についてであります。林業公社につきましては、2月定例会環境農林水産常任委員会におきまして、知事に対し3点の申し入れがありました。この申し入れに対し知事から、「平成26年度に、状況に応じて廃止もしくは県有林化等を含めた見直しを行う。みずからの責任としても確実な計画の実行に努める。経営状況について、常に点検・評価を行った上で報告する」と申し上げたところであります。県といたしましては今後、常任委員会の申し入れを踏まえまして林業公社の問題にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、後ほど担当課長から御説明申し上げますけれども、災害廃棄物の広域処理についてであります。このことにつきましては、去る2月県議会におきまして「東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入処理を求める決議」が

なされております。県といたしましてはこの決議を重く受けとめ、これまで県、市町村との意見交換や国による説明会などを行ってきておりますが、現時点では受け入れると判断している市町村はない状況であります。このような中、4月23日に行われた宮崎県・市町村連携推進会議におきまして知事から、「広域処理を受け入れている自治体や被災地の調査、放射能の専門家からの意見聴取等の場を設け、市町村とともに一層の理解と議論を深める」との提案を行い、市町村長の了解が得られたところであります。今後とも県全体としてのコンセンサスが形成されるよう取り組んでまいります。

7ページ以降の主な新規・重点事業及びその他の報告事項につきましては、それぞれ担当課・室長が御説明いたします。よろしく願いいたします。

**○川野環境森林課長** それでは、新規・重点事業について御説明いたします。

環境森林課につきましては常任委員会資料の7ページをお開きください。新エネルギービジョン策定事業についてであります。

1の事業の目的ですが、東日本大震災以降の新エネルギーを取り巻く情勢の変化等に対応するため、本県の新エネルギー行政に関する基本計画であります宮崎県新エネルギービジョンを見直しまして新たなビジョンを策定するものであります。なお、現在のビジョンの計画期間は平成16年度から平成25年度までの10年間となっております。今回、1年前倒しで策定を行うことといたしました。

次に、事業の概要でございますが、2の(1)にありますように予算額は679万6,000円となっております。これは、(4)の事業内容にありますように、①の新たなビジョン策定のための県

民、事業者を対象としたアンケート調査の実施や、②の検討委員会の運営等に係る経費を計上しているものであります。

次の8ページをごらんください。ビジョン策定のイメージ図を掲載しております。ページ中ほどにありますように、ビジョン策定に当たっては、国のエネルギー政策の見直しの状況等を踏まえながら、現ビジョンの評価や課題の抽出を行ってまいります。また、アンケート等により県民、事業者の皆様の御意見を伺うとともに、外部有識者から成りますビジョン策定検討委員会での検討を行い、県議会での審議をお願いした上で、新たな新エネルギービジョンを策定してまいりたいと考えております。この新たなビジョンによりまして、より有効な新エネルギー施策を展開するとともに、地域の活性化や産業の振興、低炭素社会の実現を図っていきたいと考えております。

説明は以上であります。

**○那須みやぎきの森林づくり推進室長** それでは、委員会説明資料の9ページをお開きください。林業公社費貸付金についてであります。

1の貸付金の目的にありますように、これは、社団法人宮崎県林業公社の円滑な運営を図るため、日本政策金融公庫や市中銀行等からの長期借入金の償還に必要な資金を貸し付けるものであります。

2事業の概要の(1)にありますように、平成24年度の予算額は12億4,927万円となっております。

また、(2)にありますように、貸し付けは昭和42年度から実施しておりますが、(4)の事業内容にありますように、林業公社は平成24年度末には運営資金が不足すると見込まれましたことから、昨年度、公社のあり方とともに経営改

善に向けた計画の見直しを行ったところであります。その結果、公社自身の経営努力や利息の軽減といった経営改善に向けた取り組みを行ってもなお資金が不足する分について、社員である12市町村からの貸付金による支援とともに、県においても、第3期経営計画において予定されていた県貸付額に加えて貸し付けを行うものでございます。

資料の10~11ページ、A4横長の表をお開きください。これは林業公社の収支不足を解消するための改善計画であります。「現計画における単年度毎の資金不足額(X)」につきましては、第3期経営計画の終期であります平成29年度までの収支について、過去最低であった平成21年度の木材価格で試算した場合、12億3,000万円余の不足が想定されましたことから、その下の網かけ1の「林業公社自身の経営努力(A)」、中ほどの2「利息の軽減(B)」、3の「県及び市町村の支援(C)」に取り組み、表の下から2つ目の枠で囲んでいる「改善計画における年度末資金残高」が1億5,000万円確保できるように計画をしております。公社自身の経営努力(A)の右の計3億1,000万円、利息の軽減(B)の同じく右の計8,700万円の2つを合わせて6年間で約4億円の改善効果が期待できると考えておりますが、3つ目の網かけの県及び市町村の支援(C)の同じく右の計にありますように、なお9億8,000万円余が不足することから、市町村から4億9,200万円を支援いただくとともに、4億9,300万円余について県からの貸し付けを行うものであります。平成24年度におきましては、表の一番下にありますように12億4,927万円の貸付金となっております。

県としましては、公社と一体となってこれらの改善計画の確実な実行に努めてまいりたいと

考えております。

環境森林課は以上であります。

○富永環境管理課長 続きまして、環境管理課の新規事業について御説明いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。事業名、浄化槽適正管理フォローアップ事業であります。

浄化槽の適正な維持管理につきましては、平成22年度と23年度に適正管理強化事業を実施し、その推進を図っているところでありますが、このフォローアップ事業は、これまでの取り組みをさらに徹底するために行うものであります。

1の事業の目的であります。浄化槽法に定められた法定検査を実施していない浄化槽管理者に対して指導・啓発を行うことにより受検率の向上を図るとともに、法定検査で不適正と判定された浄化槽の改善指導について、県、市町村及び関係団体と一体となって取り組むものであります。

2の事業の概要であります。予算額は3,066万1,000円で、このうち2,634万5,000円につきましては緊急雇用創出基金を活用することとしております。

事業内容は、(4)の①にありますように、アの法定検査の受検率の向上につきましては、文書等による啓発を行うとともに、関係団体との連携による法定検査を受けやすい仕組みづくりについて研究することとしております。また、イの不適正浄化槽の改善につきましては、文書による管理者への啓発とともに、不適正と判定された浄化槽の保守点検を行っている業者に対して指導を行うこととしております。

説明は以上でございます。

○神菊循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

委員会資料の14ページをお開きください。公共関与支援事業につきまして御説明いたします。

この事業は、1の事業の目的にありますように、エコクリーンプラザみやぎの安定した運営を推進することにより産業廃棄物の適正処理を進めるものであります。

予算額は、2事業の概要の(1)にありますように12億2,038万3,000円であります。

事業内容といたしましては、(3)にございますように、エコクリーンプラザみやぎの運営・管理主体である宮崎県環境整備公社に対して運営費の補助及び貸し付けを行うとともに、浸出水調整池補強工事に要する経費を貸し付けるものであります。具体的な内容は内訳のとおりであります。

このうち、運営費貸付金2億9,000万円につきまして、右のページに積算根拠を記載してございます。1の上の表にございますように、平成23年度は搬入量が3,194トン、処理収入は6,917万3,000円と見込まれ、22年度の実績を大幅に下回る状況となっております。これは、自動車シュレッダーダストの搬入量が大幅に減少したためと聞いております。

次に、下の表の環境整備公社(産廃会計)の収支をごらんいただきたいと思っております。ただいま御説明しましたように、23年度の産廃処理収入が大幅に減少する見込みであることから、表の一番下の欄⑦産廃会計累積収支が\*2億5,030万4,000円余の赤字となる見込みであります。このため、未収金分も合わせた2億9,000万円を公社に貸し付けるものであります。

説明は以上でございます。

○佐藤自然環境課長 自然環境課でございます。

資料の16ページをお願いいたします。新規事

※9ページに訂正発言あり

業、地域でシカ捕獲対策強化事業であります。

初めに、1の事業の目的でございますけれども、まず、右ページの1被害額の推移にありますように、近年、中山間地域を中心に野生鳥獣被害が年間3億円近い額で推移しておりまして、大変厳しい状況でございます。このような中で、シカによる農作物被害を軽減するためには、徹底した個体数調整を行っていくことが重要な課題となっております。このため、同じく右ページの2にありますように、平成21年度に策定したニホンジカ適正管理計画に基づきまして、市町村と連携して一層の捕獲強化を図ることとしております。

次に、左のページに戻っていただきまして、2の事業の概要をごらんください。(1)にありますように予算額は1,876万9,000円でありまして、(3)にありますように実施主体は市町村で、補助率は2分の1でございます。

次に、(4)の事業内容ですが、まず、①のシカ捕獲特別対策事業では、シカの生息数の多い高千穂町など20市町村におきまして4,000頭の有害捕獲と、ニホンジカ適正管理計画に基づきまして1,200頭の特別捕獲につきまして、それぞれ市町村と共同で支援することとしております。

次に、②の鳥獣捕獲技術等向上促進事業では、アにありますように、狩猟初心者等を対象とした、わなによる捕獲技術講習会の開催ですとか、イにありますように、集落単位で捕獲したシカの処分費等を支援することとしております。

自然環境課は以上でございます。

**○水垂森林経営課長** 森林経営課でございます。当課の新規・重点事業について御説明いたします。

18ページをお開きください。森林環境保全直接支援事業についてであります。

この事業は、1の事業の目的にありますように、森林の持つ多面的機能を将来にわたって健全に発揮させていくため、集約化し計画的に造林、下刈り、間伐などの森林整備を行う者に対して直接支援するものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は19億3,486万8,000円で、事業主体は地方公共団体や林業事業体等であります。

右側の19ページをごらんください。1の直接支援の対象者は、施業を集約化し計画的な森林整備を行う者であり、これは、本年度から始まります森林経営計画の認定を受けた者などとなります。

なお、括弧に記載してありますように、24年度は経過措置として、これまでの森林施業計画の認定を受けた者なども含みます。ただし、今後は、森林経営計画の認定を受けた者でなければ補助の対象とならなくなりますことから、森林経営計画の作成に向けて、昨年度から、計画を作成する森林組合等に対して作成指導を強化してきたところです。補助率は68%で、3の補助金の流れにありますように、国と県の補助金は、網かけ部分の森林経営計画の認定を受けた森林所有者等に直接支払われます。

この事業のねらいは、意欲と実行力のある者を直接支援することによって計画的な森林整備を推進していくこと、あわせて施業集約化による伐採や集材経費のコスト縮減により収益が増加した分を森林所有者に還元していこうということでございます。本事業により施業の集約化が進み、持続的な森林経営が図られるものと考えております。

森林経営課からの説明は以上です。

**○河野山村・木材振興課長** 山村・木材振興課でございます。

資料の20ページをお開きください。新規事業、中核となる認定林業事業体育成事業についてあります。

この事業は、1の事業の目的にありますように、雇用拡大や生産性の向上に取り組んでおります中核認定林業事業体を対象として、経営基盤の強化につながる支援を行いまして、雇用と経営の両面ですぐれた中核認定事業体を育成するものであります。

2の事業の概要であります。予算額は1,610万円で、事業期間は3カ年です。

(4)の事業内容であります。①の事業体経営基盤強化事業では、中核認定林業事業体に取り組む改善計画を実現するために必要な事業量確保などの取り組みを支援するものであります。また、②の雇用拡大促進事業では、規模拡大に伴いまして新たに従業員を雇用した場合に、増加した社会保険料の一部を助成するものであります。③の生産性向上促進事業では、素材生産量と生産性を高めるために必要となります高性能林業機械の購入経費の一部を助成するものであります。

この事業の取り組みによりまして林業事業体の経営基盤の強化を図り、適正な森林管理の推進や木材の安定供給体制の充実につなげてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○武田みやざきスギ活用推進室長** 次に、委員会資料の22ページをお開きください。新規事業、「チームみやざきスギ」県外セールス強化事業でございます。

事業の目的にありますとおり、県産製材品の生産・供給体制が着実に充実してきております。需要拡大を図るために、大口需要者等に対して県が総力戦で販路拡大を図っていく必要がある

と考えております。このため、県及び林業・木材産業が中心となりまして、知事のもと、「チームみやざきスギ」推進本部を昨年度発足したところでございます。その「チームみやざきスギ」が中心となって県産材の営業活動や多様なニーズに対応できる体制づくりを推進するものでございます。

2の事業の概要でございます。予算額1,175万円でございます。事業期間は3年間、平成24～26年度となっております。

(4)の事業内容でございますけれども、大きく2つに分かれております。①のプロモーション推進事業、②の出荷拡大推進事業でございます。事業の細かいところについては、右のページをごらんください。「チームみやざきスギ」県外セールス強化事業ということで、四角囲みになっております①のプロモーション推進事業、内容といたしましては、知事のトップセールスの開催、「みやざきスギ」フェア・記念市等への出展、大口需要者視察・意見交換会の開催ということで、官民総力戦で県産材のPR等を行うものでございます。

②の出荷拡大推進事業でございますけれども、新たに共同出荷に取り組む「実践チーム」——チームみやざきスギのもとに実践チームをつくり取り組むものでございますけれども、実践チームが新規顧客の獲得、継続的な安定供給を実現するためのモデル的な取り組みに対して支援するものでございます。具体的には、県内製材工場が実践チームを編成しまして、家1棟分の柱やはり、けた等のサンプル材を県外の大口需要者等のニーズに応じて提供しながら、ハウスメーカー等が木造住宅を建設すること等によりまして、県産材の品質や性能を実感してもらうというような取り組みに対して支援していくもので

ございます。

山村・木材振興課関係は以上でございます。

**○富永環境管理課長** 引き続き、6 その他の報告事項5件について御説明させていただきます。

資料の24ページをお開きください。まず環境管理課から、環境放射能水準調査の結果について御報告いたします。

本県では、文部科学省の委託を受けて昭和63年から環境放射能水準調査を実施しております。①の表をごらんください。表の一番左の列にあります9つの項目について毎年調査を実施しております。左から4列目に平成23年度の調査結果を、またその右側に過去10年間の結果を記載しておりますが、上から2番目にあります降下物を除くすべての項目で過去と同じレベルでした。降下物とは地上に落ちてきた雨やちりのことですけれども、昨年4月に1平方メートル当たり9.9ベクレルという過去10年間で上回る値が検出されましたが、5月以降は低いレベルで推移し、11月以降は不検出となっております。

次の25ページに測定機器の写真や配置図を示しておりますが、今年度から新たに、都城、小林、延岡の3保健所でも空間放射線量の測定を開始しております。

環境管理課からの報告は以上でございます。

**○神菊循環社会推進課長** まず初めに、先ほどの説明の中で間違いがございましたので、訂正させていただきます。15ページをお開きください。2の環境整備公社（産廃会計）の収支の一番下の欄⑦産廃会計累積収支の23年度の見込みのところでございますが、先ほど「2億5,030万円」と申し上げましたが、「2億5,304万5,000円」の誤りでございます。おわびして訂正させていただきます。

次に、26ページをお開きください。東日本大

震災に伴う災害廃棄物の広域処理について御報告いたします。

①の災害廃棄物の発生状況でございます。表の下の欄にありますとおり、本大震災により、岩手、宮城、福島で2,253万トンが発生し、そのうち広域処理希望量は、岩手、宮城両県の401万トンとなっております。

次に、②の主な取り組みと現状であります。これまでも県は、先ほど部長の発言にもございましたように、みやぎき感謝プロジェクトとして東日本大震災の被災地支援に取り組んできたところでございます。また、議会の全会一致での受入処理を求める決議の重さも十分に認識するとともに、被災地の復旧・復興のためにできる限りの支援を行うべきという思いは共有しているところでございます。その上で、県といたしましては、災害廃棄物は一般廃棄物でありますことから、一般廃棄物の処理を所管し、その処理施設を有する各市町村の判断を尊重することとしております。また、市町村に対する情報提供、意見交換に努め、これまでの議論の中で市町村長から意見がありました、県全体としてのコンセンサスを形成する必要があると考えております。

これまでの具体的な取り組みにつきましては、県議会の4会派代表からの知事申し入れ、内閣総理大臣及び環境大臣から県知事への広域処理に関する協力要請、さらには県議会におきまして、先ほど申し上げました「東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入処理を求める決議」の全会一致での可決などを受け、まず知事と市町村長との意見交換を行ったところでありますが、市町村長からは、国の基準や放射性物質に対する不安などの御意見が出されたところです。

次に、市町村長を対象に国の説明会を開催し

たところであり、この中では、国の基準の根拠や安全性に関する説明等をいただき、質疑にも答えていただきましたが、抱える疑問や不安がすべて解消されたという状況には至らなかったと認識しております。また、国の協力要請に対する本県の検討結果について、現時点で受け入れると判断している市町村はなく、「引き続き市町村と議論を重ねる」と環境大臣あて回答しております。

さらに、市町村長からの質問を取りまとめ環境省に照会し、これにつきましては去る20日に回答があり、市町村へ送付するとともに、23日の市町村連携主管課長会議でも説明したところであります。加えまして、市町村主管課長会議の開催や宮崎県・市町村連携推進会議総会で知事と市町村長との意見交換など、市町村に情報提供、意見交換に努め、市町村の理解と議論を深めてきたところでございますが、現時点におきましても受け入れると判断している市町村はない状況でございます。

そのため、③の今後の対応でございますが、災害廃棄物の広域処理の必要性や安全性に対する疑問や不安が払拭されていない状況にありますことから、広域処理を受け入れている自治体や被災地の調査、放射能の専門家からの意見聴取などの場を設けて、引き続き、情報提供や意見交換など市町村と今後も丁寧な議論に努め、コンセンサスの形成を図ってまいりたいと考えております。

次に、27ページでございます。続きまして、エコクリーンプラザみやざき問題について御報告いたします。

まず、①の浸出水処理水の下水道放流施設についてであります。公社は、塩化物処理システムの能力不足対策としまして、塩化物イオンを

含む浸出水処理水を宮崎市の公共下水道へ放流するための施設整備に昨年7月から取り組んでまいりましたが、本年3月にすべての工事を完了いたしました。これによりエコクリーンプラザみやざきのごみ処理システムの正常化のために必要な工事はすべて終わったこととなります。

次に、②の損害賠償請求についてであります。公社は平成22年4月に、浸出水調整池及び塩化物処理システムに係る設計・施工業者等に対して15億8,700万円余の損害賠償を求める訴訟を提起しておりますが、弁護士からは、裁判は長期化する見込みで、一審判決までまだ数年はかかるとの見解が示されております。

説明は以上でございます。

**○水垂森林経営課長** 28ページをごらんください。本年度新たに設置しました鳥獣被害対策支援センターについてであります。

まず、①の設置の目的であります。県では平成22年度に、本庁及び各地域に鳥獣被害対策特命チームを設置し、全庁的に被害対策に取り組んでいるところでありますが、被害の実態を踏まえ、より効果的な対策を技術面で支援するために当センターを設置したものであります。

29ページの体系図をごらんください。左側に太字で記載している鳥獣センターが、中央にあります副知事をチーム長とする特命チーム、及びその下の各地域の特命チームと連携・調整を図り、より効果的な被害対策を講じようとするものであります。

28ページに戻っていただき、②の業務内容ですが、市町村や関係機関で構成する地域特命チーム等への技術指導や、鳥獣被害対策に係る人材育成、情報の受発信、被害防止対策の実証・研究などを行うこととしております。

③の組織であります。林業技術センターの

一部門として位置づけ、センター長は副所長が兼務し、専任職員2名と各地域の特命チームとの兼務職員7名を配置し、顧問として鳥獣被害対策スペシャリストの井上氏を充てております。

④の24年度の取り組みであります。井上氏による現地指導を初め、鳥獣被害対策マイスター等の指導者養成研修や被害箇所の現地調査などを行うこととしております。

29ページの⑤にありますように、当センターの設置に当たり、去る4月19日に記念行事を開催しております。当日は、副知事を初め、農協、森林組合の関係者など約100名が参加し、看板設置の後、研修会を開催したところであります。

当センターでは、効果的な被害対策を支援するため、特に地域特命チーム等との連携、調整を密にしながら業務を進めることとしております。

説明は以上であります。

**○武田みやざきスギ活用推進室長** 資料の30ページをごらんください。「株式会社もくみ」の民事再生法適用申請についてでございます。

株式会社もくみにつきましては、会社概要にあるとおり、西臼杵3町及び森林組合等で、第三セクターの会社として設立されたところであります。設立は平成8年ですけれども、平成10年から操業を開始しているということでございます。(オ)の資本金ですけれども、高千穂、日之影、五ヶ瀬町などから出資されているところでございます。従業員につきましては、2月末現在で60名と聞いております。また工場のほうは、表にありますとおり、平成8年、13年、18年などに製材施設や乾燥施設、かんな盤などが補助事業として入っております。

経営状況でございますけれども、昨年の6月期決算では当期末の繰越損失が4億2,000万余あ

りまして、債務超過額が7,780万余となっております。

③の民事再生法の適用申請と工場の停止でございまして、3月5日、製造部門を休止しております。今週の月曜日、4月23日に宮崎地方裁判所延岡支部に民事再生法の適用を申請し、同日受理されたと聞いております。3月5日付のときは従業員28名を解雇し、また今後は、工場を5月から全面的に停止、ほとんどの従業員を休業させることと聞いております。

なお、適用申請の理由でございますけれども、平成10年の操業開始以来、機械のトラブルが続出しており、技術者の不足などから累積赤字が生じていたということで、途中、平成16～18年には黒字を確保したこともありましたが、昨年の秋口からの原木高騰や資金不足による生産量減少のため、今回の申請に至ったと聞いております。

もくみについてはこれまで、本県林業・木材産業の振興に貢献してきただけに、このような事態を迎えたことは非常に残念でございますけれども、今後は、裁判所の指導・監督のもと会社の再建に向け手続を迅速に進めるとのことでありますので、県といたしましても情報収集に努めて適切に対応してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

**○松村委員長** 執行部の説明が終わりました。

委員の皆さん、質疑はございませんか。

**○十屋委員** 部長マニフェストが今までであったと思うんですが、昨年からなくなったのか、ことはそういうものを出されたのか。

**○堀野環境森林部長** 一昨年までは部局マニフェストというのをつくりまして、それをホームページ等でも公開していたんですけども、

昨年度から部局長メッセージという形に変わりました。それぞれ部局長の方針といいますか今後の進め方等々をメッセージにまとめまして、それを各部内の職員に周知して、1年間の取り組みを円滑に進めるということでもあります。

○十屋委員 その中で特に部長のメッセージ、伝えたいことがもしあれば、初めてですので、お聞きしたいと思います。

○堀野環境森林部長 先ほどごあいさつで申し上げましたけれども、環境森林部は幅広い業務に携わっております。環境分野、また林業再生、林業公社が抱えている問題等々大きな課題を抱えております。林業についても、木材価格の低下、または担い手の減少、確保等々の課題を抱えております。私、初めてこの部に来ましたので、皆さんと大いに議論して一つ一つ課題解決していきたいということを申し上げたところでございます。

○十屋委員 そういう部長の話聞いて、我々もこれからいろいろ議論させていただきたいと思います。

○徳重委員 災害瓦れき広域処理についてということで、県議会も少しでも早く協力すべきということをお願いしておるところであります、県として、瓦れきの処理について直接現地調査等があったものかどうか。

○神菊循環社会推進課長 国のほうから現地視察の御案内がございまして、担当職員2名を派遣いたしております。検討してみたいと思います。

○徳重委員 その結果としてどういう印象を持たれておりますか。

○神菊循環社会推進課長 現地を見まして、大変な状況だということと、何とかしないと災害の復旧等の妨げになっているということござ

います。

委員もおっしゃいましたように、そういった現地を見る機会が必要だということで、先ほど今後の対応のところでも申し上げましたが、広域処理を受け入れている自治体や被災地の調査等を今後、市町村と一緒にやりながら行うことで、理解と議論を深めてまいりたいと思っております。

○徳重委員 実は私たちは3月29～30日、山形県と埼玉県に行って現状を見てまいりました。その処理をされている皆さん方がおっしゃっているのは、「放射能に係る物質が入っていないものだけを持ってきて処理しております。何といてもまず自分の体が大事です。家族が大事です。会社も大事だが、まず自分の体、家族、地域が大事です。何もないんだから、みんなで少しずつでも受け入れてやりましょう」、こういう非常に前向きな姿勢を示されているんです。処理されている人は、直接毎日処理するわけですから、「恐ろしくて、放射が入っている、セシウムが入っているのはやっていない」、そうおっしゃっているんです。放射能の検査をするところを自分たちでもやってみて全くない。全くないものだったらいいじゃないかと。そういうことを県が率先して、「こういう状態です。こういうものしか受け入れません」ということを市町村に言わないと、「どうでしょうか、皆さんが調べてください」なんて市町村に言ったら、市町村はそんな時間も余裕もない。47都道府県が中心になって市町村にお願いする以上は、みずからの行動を起こしてもらわなければ歩も進まない。百聞は一見にしかず。私は、埼玉県、山形県、処理している現場に行ってそれを感じたので、御報告を申し上げて、検討していただきたい、お願いしたいと思います。

○中野委員 瓦れきの問題ですけれども、慎重に検討せんといかん。私は集落であるときに話したんです。自然界の2.5に日本の1.5、レントゲン1回検査すると0.6、CT受けると6.9、そして今国が出している8000ベクレル、それから通常の瓦れき処理が100ベクレル以下、そういうことを話すと、「ええ、そうや」という話になってね。受け入れるのは市町村ですよ。知事の発言を聞くと、安全基準がはっきりしないとか、私は知事の言うことがよくわからんのです。通常、瓦れきの100ベクレル以下だったら受けますとかね。今以上に何の安全基準の数値が出るのか。世界じゅうの学者が出した数字を信じるか信じないか。素人でその数値を議論しても結論は出ないと思う。慎重にやるのはいいけれども、ある程度時間を切ってやらないと、うやむやにずっといくのか。市町村は市町村で心配があるだろうし、県としては、今国が出している数値にどこが納得いかんかというのを今後明確に出してもらいたいと思います。要望でいいです。

○河野委員 きのうの報道ということで、浄化槽適正管理フォローアップ事業で、平成22～23年取り組んできたということですが、21～23年の法定検査の受検率を。

○富永環境管理課長 数字を申します。21年度の県の法定検査受検率が14.2%、国は28.7%です。22年度県が22.4%、国が30.4%、24年3月末の速報値ですけれども、県が43.1%だと思います。国はまだ数値が出ていません。以上です。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑がないようでございますので、以上をもって環境森林部を終わります。

執行部の皆様には御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時57分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時議会におきまして、私ども8名が新たに環境農林水産常任委員会委員に選任されたところでございます。

私はこのたび、委員長に選任されました児湯郡選出の松村でございます。

ここで、一言ごあいさつをさせていただきます。

今回は、初めての委員会でございます。特に農林水産という、日本の中でも宮崎県が一番得意とする分野でもありますし、農林水産が宮崎県の産業を支えるというのは過言ではないと思います。私たちは2年前の口蹄疫という中で非常に厳しい環境にはございますけれども、一步一步再生が進んでいるところでありますし、「再生から新生」という言葉もありますように、宮崎県が全国から注目を浴びたこともありましたけれども、この復興が本物になってさらに注目を浴びるのではないかと思います。

県民所得の向上は農政水産にかかっていると言っても過言ではないので、この1年間、7名の委員とともに県民の皆様のために協力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が延岡市選出の後藤副委員長でございます。

次に、向かって左側でございます。宮崎市選出の福田委員でございます。

東諸県郡選出の中野委員でございます。

日向市選出の十屋委員でございます。

向かって右側です。小林市・西諸県郡選出の

丸山委員でございます。

都城市選出の徳重委員でございます。

延岡市選出の河野委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の野中主任主事でございます。

副書記の藤村主査でございます。

次に、農政水産部長のあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

**○岡村農政水産部長** 農政水産部の岡村でございます。よろしくお願ひいたします。

農政水産部を取り巻く状況は、今、委員長から御説明ございましたように大変厳しい状況がございます。そういう中で、私ども農政水産部が一丸となりまして、口蹄疫からの再生・復興はもとよりですけれども、さらなる発展を目指して、本県農水産業、また漁業、農村のさらなる発展を目指して全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、松村委員長を初め委員の皆様方には、御指導、御鞭撻どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、座らせていただきます。

資料の1ページをごらんください。まず、本年度の農政水産部の幹部職員を紹介させていただきます。なお、課長補佐等につきましては、時間の関係もでございますので紹介を省略させていただきます。

それでは、総括次長の緒方文彦でございます。

農政担当次長の宮川賢治でございます。

水産担当次長的那須司でございます。

畜産・口蹄疫復興対策局長の永山英也でございます。

農政企画課長の鈴木大造でございます。

ブランド・流通対策室長の甲斐典男でございます。

地域農業推進課長の奥野信利でございます。

連携推進室長の工藤明也でございます。

営農支援課長の山内年でございます。

農産園芸課長の加勇田誠でございます。

農村計画課長の宮下敦典でございます。

畑かん営農推進室長の河野善充でございます。

農村整備課長の猪股敏雄でございます。

水産政策課長の成原淳一でございます。

漁業・資源管理室長の日向寺二郎でございます。

漁村振興課長の神田美喜夫でございます。

農業改良対策監の戸高憲幸でございます。

消費安全企画監の上山伸二でございます。

漁港整備対策監の与儀新二でございます。

復興対策推進課長の日高正裕でございます。

畜産課長の押川晶でございます。

家畜防疫対策室長の西元俊文でございます。

工事検査監の岩永修一でございます。

総合農業試験場長の串間秀敏でございます。

県立農業大学校長の井上裕一でございます。

畜産試験場長の岩崎充祐でございます。

水産試験場長の山田卓郎でございます。

以上でございます。

次に、資料の4ページをごらんください。農政水産部執行体制図を掲載しております。農政水産部は、農政企画課を含む8課、畜産・口蹄疫復興対策局の復興対策推進課、畜産課2課に、8課の課内室を加えました10課5室で構成されております。

続きまして、5～6ページに農政水産部内の分掌事務を掲載しておりますが、こちらは後ほどごらんいただければと思います。

飛びますけれども、7ページをお開きください。IVの平成24年度農政水産部予算編成の基本的な考え方についてであります。平成24年度当

初予算につきましては、極めて厳しい財政状況の中で、施策の選択と集中を図りながら本県の農水産業の自立と発展を目指し、農水産業、農漁村の潜在力をフルに発揮した本県農水産業の新たな成長産業化を進めるために、農水産業者の所得向上と農水産業を核とした地域経済の活性化を目的とした予算編成をいたしました。

具体的には、2の(2)に5つの重点施策を記載しておりますが、まず1つ目に、口蹄疫からの早期の再生・復興としまして、畜産経営規模の回復やさらなる防疫体制の強化に向けた取り組みを強化してまいります。2つ目の担い手の育成・確保といたしまして、意欲ある多様な担い手の育成・確保に向けた支援を充実強化してまいります。3つ目の土地利用型農業の促進といたしまして、需要に的確に対応できる産地の育成や土地資源のフル活用に向けた取り組みを強化してまいります。4つ目に、農水産業を核とした6次産業化等の取り組み促進といたしまして、本県の実情に合ったフードビジネス推進のための農商工連携や6次産業化などの取り組みを強化してまいります。5つ目の地域経済循環システムの構築といたしまして、農水産業の潜在力を発揮することによって創出される県内の経済活動等の好循環を促進してまいります。以上5つを横断的な重点施策として位置づけているところであります。

次に、飛びますけれども、10ページをごらんください。Vの平成24年度農政水産部歳出予算の課別概要についてでございます。農政水産部の平成24年度当初予算につきましては、表の上段に記載しておりますが、一般会計で350億2,516万7,000円、対前年最終予算比で93.1%、特別会計で3億7,640万4,000円、対前年最終予算比で89.7%、農政水産部合計では354億157万1,000

円、対前年最終予算比で93.1%でございます。予算の執行に当たりましては、各種事業の早期着手に取り組み十分な進行管理を行いますとともに、効率的な事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、VIの平成24年度当初予算の主な重点事業等についてであります。これは資料の14～17ページに当初予算の新規・重点事業等を体系的に提示しております。本日は、網かけしております23の事業について説明資料を掲載しておりますが、特に線で囲っております10の事業につきましては、後ほど関係課長から説明させていただきます。

最後に、64ページ、VIIの報告事項についてでございます。昨年5月に作成いたしました「口蹄疫からの再生・復興方針」工程表につきましては、これまでの進捗状況、畜産経営の再開や県内経済状況、本県畜産の新生に向けた動きなどを勘案いたしまして4月24日付で改訂を行いましたので、その概要につきまして関係課長から報告させていただきます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

**○鈴木農政企画課長** 続きまして、新規・重点事業の説明に移らせていただきます。

農政企画課からは、18ページ、儲かる農業を支える「みやざきブランド力」強化対策事業について御説明いたします。

御案内のとおり、宮崎県におきましては全国でも有数の生産基盤、生産能力を有しているわけでございますけれども、「儲かる農業」ということを考えたときには、やはり消費者のニーズを踏まえた的確な生産あるいは販売を促進していくことが必要である、いわゆるマーケットインの思想でしっかりと対応していく必要がある

うというふうに考えてございます。本県の農水産業を取り巻く状況は非常に目まぐるしく、また大きな動きもあるわけでございますけれども、「みやざきブランド」の確立という視点におきましても、こういったことに的確に対応していくべく、新たな取り組みを幾つか考えているところでございます。

19ページ、右側の真ん中ほどにあります具体的な取り組みイメージをごらんください。大きなポイントが2つほどございます。1つは、右端のほうに六次化認証がございますけれども、本県では現在、加工・業務用野菜の生産、あるいは東アジアへの輸出の推進等積極的に行っているところでございます。ブランドの推進に当たりましてもこういったものを制度的にしっかり支援していくということで、新たな取り組みとしてやってまいりたいと考えております。

また、みやざきブランドの確立ということに関しましては、今まで県とJAグループが中心となってやってきたわけでございますけれども、今後は、意欲ある農業法人等の参画も積極的に進めることによって、よりすそ野の広い、確固たるみやざきブランドを確立してまいりたいと考えております。

農政企画課は以上でございます。

**○奥野地域農業推進課長** 地域農業推進課でございます。

同じ資料の22ページをごらんください。新規就農者育成・確保強化事業についてであります。

この事業は、国の新たな事業となる青年就農給付金の円滑な給付とあわせ、就農準備のための研修や就農支援体制の整備、また就農後のさらなるステップアップのための講座等を実施するものであります。

2事業の概要の(4)①の青年就農給付金事

業は、準備型としまして、農業大学校や先進農家等で研修を受ける期間中に、最長2年間、1人当たり年150万円を給付するもの、また経営開始型として、原則45歳未満の独立・自営就農者に対して、最長5年間、1人当たり年150万円を給付するものであります。また、②、③の事業によりまして、みやざき農業実践塾などの就農準備段階の研修や、新規就農者を対象にした実践力強化研修等を実施し、本県農業の将来を担う就農者の着実な確保と定着を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

**○山内営農支援課長** 営農支援課でございます。

資料は28ページをお願いいたします。元気なみやざきの食育・地産地消推進事業であります。

この事業は、1の目的にありますように、農業・農村に対する理解の醸成を図るとともに、さまざまな食資源を生かして、「しゅん」を切り口とした「しゅんかんグルメ」の取り組みを展開することによりまして、地場産物消費の拡大につなげる地域経済循環システムとしての地産地消を推進するものであります。

具体的には、2の(4)の事業内容にありますように、平成13年に発足いたしました「みやざきの食と農を考える県民会議」を中心にいたしまして、地産地消にかかわる地域活動の定着化や食育推進リーダーのネットワーク化を図るとともに、学校給食等県産食材の消費拡大に向けた体制の構築とあわせまして、農林漁業や観光などの協議会、団体等との連携により、本県の食の新たな魅力を付加した総合プロモーションを展開するものであります。

事業費は1,300万円で、事業期間は平成26年度までの3カ年でございます。

営農支援課は以上でございます。

○加勇田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

資料は34ページでございます。ネクスト！みやざきエコ施設園芸産地拡大事業について御説明いたします。

本事業は、バイオマス活用等により施設園芸における重油の使用量を削減いたしまして、重油価格に左右されない産地への転換を進めようというものでございます。

内容につきましては、右側35ページ、事業の概要のところをごらんいただきたいと思います。まず、1のバイオマス活用推進事業、ソフト事業でございますが、関係機関等で構成いたしますプロジェクト会議を設置いたしまして、木質ペレットの安定供給や燃焼灰の分析等の調査・検討を行うほか、下の（2）にございますようにペレット暖房機の比較調査や新たな暖房体系の現地実証等に取り組むこととしております。また、右側2の脱石油型・省石油型設備導入支援事業は、ペレット暖房機やヒートポンプ等の導入整備を支援するものでございます。

本年度の予算額は3,648万円、事業期間は平成26年度までの3年間でございます。

農産園芸課は以上でございます。

○宮下農村計画課長 お手元の資料の40ページをごらんください。畑かんで進める地域農業再生事業であります。

事業の目的にありますように、本事業は、口蹄疫からの再生・復興に向けましてバランスのとれた産地構造への転換を進めるため、畑地かんがいを活用した新しい営農技術の確立と普及体制の強化を図ることで、収益性の高い畑かん営農を地域で実践しまして、畜産から耕種への転換や農地の有効活用を促進するものであります。

具体的には、中ほどから下の事業内容にありますように、まず、①の新畑かん営農技術確立事業によりまして、畑地かんがい用水を活用した効果的な輪作体系や散水作業の省力化など新しい畑かん営農技術を確立し、その成果を地域で実践することとしております。また、②の畑かん営農普及体制確立事業によりまして、行政、土地改良区、JA等で構成されます畑作営農改善協議会を中心に、畑かんマイスター制度などを導入しまして、農家も参画した地域一体となった畑かん営農の普及・推進体制を確立することとしております。

農村計画課からは以上でございます。

○猪股農村整備課長 農村整備課でございます。

資料の44ページをごらんください。がんばる農家収益向上整備事業であります。

この事業は、人・農地プランと連携して、農業者がみずから行う経営規模拡大等への基礎となる生産基盤の整備を支援するものであります。

ページ中段の2の（4）事業内容ですが、市町村が作成する人・農地プランに位置づけられた、今後地域の中心となる経営体で、一定要件を満たす農業生産法人、集落営農組織、個別経営体を対象としまして、地域の農地集積計画と連携した支援の一環として、規模拡大や畑作振興、農作業の効率化等を図るための畦畔除去や暗渠排水、整地などの整備に対して、標準的な施工費の2分の1を助成するものであります。

事業期間は平成24年度から25年度の2カ年で、本年度予算は2,000万円であります。

45ページにイメージ図を掲載しておりますが、お目通しをいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○成原水産政策課長 資料の50ページをお開きください。漁業経営安定対策資金について御説

明いたします。

この資金は、1の事業目的にお示しいたしておりますように、燃油や養殖用の配合飼料価格の高騰対策として国が実施しております漁業経営セーフティーネット構築事業への本県漁業者の加入を促進するものであります。国のセーフティーネット構築事業は、あらかじめ国1、漁業者1の割合で資金を積み立て、この中から基準以上の価格高騰があった場合に補てん金が支払われる仕組みとなっておりますが、漁業者負担がありますことから、本県の漁業者の加入が進んでいない状況でございます。

このため、4の事業内容にありますように、県信用漁業協同組合連合会が漁業者負担分を対象に実施します無利子貸付事業に要する資金のうち、50%を単年度無利子融資により支援するものであります。

予算額は2億5,000万円、事業期間は今年度からの5年間でございます。

水産政策課は以上でございます。

**○神田漁村振興課長** 漁村振興課でございます。

資料の54ページをお願いいたします。先に55ページのほうで若干説明させていただきます。左側の漁港整備でございますけれども、安全と機能性の高い漁港整備、既存施設の長寿命化、働きやすい漁港づくり、快適な漁村生活環境の創出という考え方で、また右側の漁場整備では、効率的な漁場の整備、基礎生産力の向上のための漁場整備によりまして事業を進めてまいります。

戻っていただいて、54ページをお願いいたします。2事業の概要にありますように、予算額22億1,275万3,000円によりまして、(4)の事業内容にありますように、①の水産環境整備事業におきましてはマウンド礁などの魚礁の設置を、

②の水産流通基盤整備事業から⑤の農山漁村地域整備事業におきましては、北浦漁港など延べ14漁港の施設や海岸護岸の整備を予定しているところでございます。

漁村振興課は以上でございます。

**○日高復興対策推進課長** 復興対策推進課でございます。

58ページをお開きください。宮崎の畜産“新生”モデル畜舎整備事業でございます。

口蹄疫の発生に伴いまして、県内の全体の飼養頭数は縮小するということになってございますけれども、農協内はもとよりでございますが、農地や関連産業など本県の経済に大きな影響を与えるものと考えてございます。そういった中で、事業の目的のところがございますように、ただ単に頭数規模をもとに戻すということではなくて、口蹄疫の反省を踏まえまして、飼養衛生管理基準やガイドラインを踏まえまして取り組みを進めることが求められてございます。

このため、これらの基準につきまして普及啓発を図ることはもとよりでございますけれども、(4)事業内容の①にございますような実施事業によりまして、これらの基準に沿った全国のモデルとなる畜舎の整備を行うとともに、②の改修事業によりまして、既存の畜舎の改修整備を行うというものでございます。その経費の一部を助成することによりまして、生産基盤の維持・拡大や家畜衛生も両立させた持続可能な畜産の新生を進めてまいりたいと考えてございます。

予算額につきましては、1億2,918万1,000円でございます。平成26年度までの3カ年を予定してございます。

復興対策推進課は以上でございます。

**○押川畜産課長** 畜産課でございます。

資料の62ページをお開きください。新規事業、家畜防疫体制整備事業でございます。

1の事業の目的にありますように、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが万一発生した場合に、より迅速な防疫措置が行えるように、またあわせて飼養衛生管理基準の点検などのための経費を措置するものであります。

右のページをごらんください。①発生前対策事業は、疑い事例の病性診断が確定する前に重機等資材を手配するための経費を措置するものであります。②初動防疫事業は、確定と同時に早急な防疫措置を行うために必要な経費を事前に予算措置するものであります。③巡回指導等事業は、農場巡回指導に必要な防疫資材に要する経費を措置するものであります。

左のページの2にありますように、予算額は総額で1億9,561万9,000円、事業期間は、③の巡回指導等事業が3年間、①と②の事業については終期は設定しておりません。

畜産課は以上でございます。

**○日高復興対策推進課長** 復興対策推進課でございます。

委員会資料の65ページをお開きください。報告事項といたしまして、「口蹄疫からの再生・復興方針」に係ります工程表の改訂につきまして御報告申し上げます。

工程表につきましては、概要にございますように、口蹄疫からの再生・復興を着実にを行うために昨年5月に策定したものでございますが、これまでの進捗状況なども踏まえまして、今回、改訂を行ったところでございます。

改訂に当たりましては、その下の2の考え方にございます3つの点を基本としてございます。まず1点目でございますけれども、経営再開の状況なり、県内経済の状況等を踏まえまして、

しっかりと引き続き取り組むというものでございまして、県内全域での頭数規模の回復なり農家個々に寄り添った形での支援を進めるとともに、経済分野ではみやざき元気プロジェクトに基づく取り組みを基本としたところでございます。

次に、2点目といたしまして、畜産新生の取り組みでございます。先ほども申し上げました、単に畜産をもとに戻すだけではなくて、将来にわたり発展できるように、生産性の向上なり生産コストの低減、販売力の強化、関連産業の集積といった4つの課題に対応することとしてございます。

次に、3点目でございますが、畜産振興の大前提となります防疫対策につきましては、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えてございます。

このような考え方を踏まえまして、改訂した主な内容がその下の3に掲げてございますけれども、具体的には、別冊でお配りさせていただいてございます改訂版で、今回、御報告させていただきたいと考えてございます。

まず、改訂版を1枚めくっていただきまして、目次がございます。工程表につきましては、今回の改訂に当たりまして、目次にございますように、上の太文字で「工程表の改訂に当たって」という趣旨のものと、その下、Ⅱの「工程表(改訂版)」の2部構成となっております。この中で特に工程表の3にある「本県畜産の新生」が加わったところでございます。

次に、2～4ページをお開きいただきたいと存じます。これまでの工程表の進捗状況ということでございまして、これまでの取り組みを進める中で新たな課題も、そこに記載されておりますように明らかになってきているところでござい

ざいます。具体的には後ほどごらんいただきたいというふうに考えてございます。

次に、5ページでございます。経営再開の状況でございますけれども、畜産経営の再開状況につきましては、上段の表の中にごございますように、4月20日現在の取りまとめによりますと、農家戸数ベースで60%、頭数ベースで59%の再開ということになってございます。

また、右側のページでございますけれども、県内経済の状況でございます。この項目として5つほど掲げてございますけれども、いずれの資料につきましても厳しい状況を示しておるところではございます。ただ、下2つでございますけれども、国内線の乗降客数、ホテル・旅館の宿泊客数につきましては、今年に入りまして昨年同期を若干上回るような時期も見られるということでございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと存じます。改訂に当たっての考え方ということで、後ほど御説明いたしますので、2番の畜産新生の部分が主として記載してございます。この内容につきまして御説明させていただきたいと存じますけれども、例えば「生産性の向上」という項目を見ていただきますと、「目指す姿」といたしまして、1年1産を目指したいとか、母豚の年間出荷頭数を現在よりも拡大しまして22頭というように目標を掲げまして、その部分を工程表の中で明らかにしたところがございます。

次に、9ページ以降をごらんいただきたいと存じます。9ページ以降が工程表の本体ということになります。かいつまんで申し上げますと、まず9ページでございます。表の一番左側、防疫体制の強化というところの中の防疫体制整備という小項目の中で「具体的取組」と右側にごございますけれども、アという部分で「新」のマー

クがつけてございます。関係部局で獣医師確保対策チームを設置して大学に対するリクルート活動を行うという、昨年の工程表にはなかったような取り組みを新たに始めるということで、新たな取り組みにつきましては「新」のマークがつけてございます。また、その下にウというところがございますが、「改」がつけてございます。これは、家畜防疫の確保に向けて昨年検討してまいりましたが、その中でOBを活用するという方向性を新たに明確化してきちっと取り組むというふうな改善マークでございます。

このような見方をさせていただきながら、11ページをお開きいただきたいと存じます。小項目の一番上で⑤隣県との連携でございます。この項目は「新」が2つございます。隣県との防疫連携を強化するとともに、県境における消毒体制の実施について検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。また、その下の防疫演習、もしくは防疫研修会でございますけれども、ここに掲げておりますような演習なり研修会を開催しながら防疫意識や知識の啓発を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

次に、13ページでございます。中項目の水際防疫というのがございます。この中では、細島港なり油津港に常設の消毒ポイントを設置するという取り組みであったり、その下の地域防疫のエとかオにございますように、市町村の自衛防疫組織の行います取り組みを支援することとしてございます。さらに、農場防疫のところスキというものがございますけれども、大規模農場の管理獣医師に対する研修というものを行ってまいりまして、大規模農場は特に防疫体制が重要でございますので、飼養衛生管理基準等の徹底を図ることとしてございます。

次に、15ページでございます。この中では、

早期発見、早期通報、迅速な防疫措置の確保の中で、埋却地の確保なり、その下の家畜飼養情報のデータベース化なり、このような取り組みを進めていきながら防疫体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、飛びまして、19ページでございます。畜産新生の取り組みでございます。ここに示したような取り組みを進めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、21ページの産地構造・産業構造の転換、それから安全・安心の確保、さらには幾つかの取り組みにつきましては、これまでの取り組みを踏まえて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、23ページでございます。6埋却地の環境対策等といたしまして、(3)の再生活用対策ということで、埋却地の再生活用に必要な調査等を行いながら再生活用を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、25ページ以降でございますけれども、産業活性化の取り組みでございまして、先ほどお話の中でも説明させていただきましたみやぎ元気プロジェクトの取り組みを中心にいたしまして、例えば、(2)小項目の②公共事業等の適切な実施のア、その下の③にございますような、アの耐震化リフォームであったり、エのプレミアム商品券なりの取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、27ページにかけましては、新たな産業基盤整備という中で、メディカルバレーであったり、地域の特色を生かした産業の集積を進めることとしてございます。これらの取り組みを着実に進めることによりまして、将来に向かっ

て安定的に畜産経営ができるよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

復興対策推進課は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終わりましたが、委員の皆様、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑もないようでございますので、その他ありませんか。

○十屋委員 BSE関係は、どうなるのかなと——1つ心配しているのは、枝肉価格が上がらない状況で今まで来ていて、そして口蹄疫からの再生・復興というのがあるんですけども、なかなか再開するのに、59%ということで、非常に厳しい状況だと思います。そういうこともあったり、外国から入ってくるのも30カ月齢の問題とかいろいろあるんですけど、これがどういうふうに決するというふうに見ていらっしゃるか、それだけをお願いしたいと思います。

○押川畜産課長 今、お話がありましたアメリカのBSEについてでございます。詳しい情報等はまだまだ十分入っておりませんが、アメリカの状況では30カ月齢を超えた、かなり年の入った牛だと、一方で日本については30カ月齢なり危険部位を除去したものであるという検査をやっております。今の状況といたしましては、国からの発表にもございますように、十分情報は得ながらも慎重に検討していきたいと思っておりますが、今のところは国内について大丈夫であるということで、皆さんに御理解いただきながら、商品については事故のないように十分情報を仕入れていきたいと思っております。以上でございます。

○十屋委員 またいろいろ情報がありましたら、お知らせいただければありがたいと思います。

○松村委員長 それでは、以上をもって農政水

産部を終わります。

執行部の皆様には御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

---

午前11時38分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

4月18日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議においては、お手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。

時間の都合もありますので、省略いたしますが、中身につきましては、あとで御一読を願いたいと思います。

次に、委員会調査など活動計画案については、お手元に配付の資料のとおりであります。活動計画案にありますとおり、県内調査を5月に実施する予定であります。日程の都合もありますので、調査先についてあらかじめ皆様から御意見をお伺いしたいと思います。

参考までに、お手元に資料として、「平成24年度環境農林水産常任委員会県内調査先候補」と「常任委員会視察の実施状況」を配付いたしております。この資料を含め、調査先等につきまして、何か御意見、御要望等がありましたらいただきたいと思います。県外調査を含めて御意見をいただきたいと思います。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

---

午前11時49分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

県内調査の日程、調査先等につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他、何かございますか。

○丸山委員 1つお願いしたいのが、公益法人改革の条例をつくったときに、4分の1以上は報告するようになっているんですが、以下のほうでも行革の対象になっている団体があればちゃんと報告していただくようにしていただきたいと思っています。前回、商工の常任委員会のときには松村委員長は同じ所属だったんですが、商工のほうは説明されたんです。環境農林水産常任委員会の中で報告されていない4分の1以下のものがあれば、ぜひ報告するようにお願いしていただければと思います。

○松村委員長 今、丸山委員からの御意見がありましたけれども、この取り扱いについてはどのようにいたしましょうか。

特段御意見がないようでしたら、説明を求めるという方向で、委員長、副委員長のほうに御一任願えますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

ほかに何もありませんので、以上をもって本日の委員会を終わります。

午前11時50分閉会